

2012年度「海上保安制度構築支援に関する実証的研究」中間報告書

本年度の研究の進捗状況として、インドネシア、フィリピン、アフリカをフィールドの対象地とする法人類学者三人らを加えて、海上保安大学校にて三度の研究会を開催し（6月22日、11月21日、12月8日）、法制度整備支援のモデルの構築に向けての問題意識の整理や共有に努めた。

第一回の研究会（6月22日）においては、本研究の目的、内容について客員研究員に対して説明した上で、各研究員との研究関心の精錬に努めた。第二回の研究会（11月21日）においては、安田信之教授（関西大学）の『ASEAN法』を手がかりに、東南アジアの法と社会における法制度整備支援について森正美研究員から報告がなされ、研究代表者の河村から、インドネシアの「海上保安調整組織体制強化プロジェクト（バコルカムラプロジェクト）」のために派遣された元 JICA 長期専門家で海上保安官の榎本雄太氏への聞き取り調査についての概要を報告した。第三回の研究会においては、本研究が法学と人類学との学際的研究のため、その前提として法学と人類学という学問についての相互理解が不可欠であることから、法学と人類学の特色、それらの共通点と相違点について、石田慎一郎研究員、森正美研究員、高野さやか研究員から報告がなされた。また、「開発」について人類学ではどのように語られているのかについて、あわせてそれぞれ三人の研究員から報告がなされた。河村からも、「開発」について法学ではどのように語られているのか、とりわけ「開発法学」について、民法学者であり、アジア諸国に対する民事法の法整備支援から開発法学の研究を進めている松尾弘教授（慶應義塾大学）の開発法学論について、『開発法学の基礎理論』（勁草書房、2012年）と『良い統治と法の支配—開発法学の挑戦』（日本評論社、2009年）の二冊の著書を中心にレビューし、松尾氏の開発法学論と文化の位置づけを中心に、本共同研究との違い、本共同研究のアイデンティティについて報告した。

その他、本研究成果の一部について、平沢安政＝牟田和恵＝石田慎一郎編『競合するジャスティス』（大阪大学出版会、2012年3月）に発表した（河村有教「法制度整備支援において何が重要か—インドネシア法執行機関の制度構築支援から考えること—」）。

次年度においては、さらに、法制度整備支援のモデル論を検討するために、法制度整備支援の諸条件の析出を行い、議論していく予定である。とりわけ、「開発（制度構築支援）」と「法」と「文化」との関わりあいについて、法と文化（法制度と法文化）との関わりあいや法、文化とは何かという根本的問題について立ち入った考察が必要である。これらの考察に加えて、フィリピン、インドネシアの海上保安制度・体制構築支援例を三人の法人類学者を交えて具体的に分析し、検証していく必要がある。